



長野県報

3月24日(木)
令和4年
(2022年)
第290号

目次

条 例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（市町村課、産業技術課、園芸畜産課、家畜防疫対策室、建築住宅課） 7

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 9

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例等の一部を改正する条例（職員課） 9

証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（職員課、障がい者支援課、山岳高原観光課、森林政策課、都市・まちづくり課） 10

財産に関する条例の一部を改正する条例（財産活用課） 10

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課、県民協働課、経営・創業支援課、労働雇用課） 11

長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（税務課） 12

資金積立基金条例の一部を改正する条例（くらし安全・消費生活課、次世代サポート課、スポーツ課国民スポーツ大会準備室） 12

長野県犯罪被害者等支援条例（人権・男女共同参画課） 13

長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（人権・男女共同参画課） 15

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（こども・家庭課児童相談・養育支援室） 15

長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（健康増進課国民健康保険室） 16

障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（障がい者支援課） 16

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課） 21

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境政策課） 21

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（環境政策課ゼロカーボン推進室、建築住宅課） 21

長野県立自然公園条例の一部を改正する条例（自然保護課） 23

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（産業技術課） 27

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課、信州の木活用課） 27

国営伊那西部土地改良事業負担金等徴収条例（農地整備課） 28

長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課） 29

屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課） 29

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営推進課） 29

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活安全企画課、東北信運転免許課） 30

規 則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課） 31

被服貸与規則の一部を改正する規則（職員課） 32

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課、経営・創業支援課） 33

水防法施行細則等の一部を改正する規則（情報公開・法務課、環境政策課、水大気環境課、生活排水課、自然保護課、資源循環推進課、信州の木活用課、河川課、都市・まちづくり課） 34

長野県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則（人権・男女共同参画課） 48

長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（障がい者支援課） 48

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課ゼロカーボン推進室） 49

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（園芸畜産課、信州の木活用課） 50

長野県都市公園規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課） 50

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局） 51

告 示

令和4年1月26日専決処分した令和3年度補正予算の要領(財政課)	52
令和4年3月15日成立した令和3年度補正予算の要領(財政課)	52
令和4年3月15日成立した令和4年度予算の要領(財政課)	55
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	59
長野県水産試験場諏訪支場依頼分析等規程の一部改正(園芸畜産課)	60
農畜産業振興事業補助金交付要綱の廃止(園芸畜産課)	61
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(砂防課)	61
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(3件)(砂防課)	62
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	62
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	63

公 告

都市計画の変更案に係る公聴会の中止(生活排水課)	63
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課)	63
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)(2件)	64
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	67
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	67
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)	67

◇ 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に合わせ、事業者が市町村の認定を受けた計画に従って行う太陽光発電所、水力発電所等の整備については、配慮書手続を要しないものとするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 温室効果ガス正味排出量を2050年度までにゼロとすることを旨とし、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及拡大を加速するため、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 多数の者が利用する駐車場の設置等をする者に対する電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設しました。
 - (2) 建築物の環境エネルギー性能等の検討結果に係る届出対象を拡大（床面積2,000平方メートル以上→300平方メートル以上）しました。
 - (3) 住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設（床面積300平方メートル未満）しました。
 - (4) 事業者及び県民に対する再生可能エネルギー設備の設置及び再生可能エネルギーの利用に係る努力義務を創設しました。
- 2 この条例は、公布の日（1の(2)及び(3)は、令和5年4月1日）から施行します。

◇ 長野県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 自然公園法の一部改正に合わせ、県立自然公園の利用に関する施策を強化するため、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 地域主体の自然体験アクティビティ事業の促進や利用拠点の整備に係る事業について県の許認可等を不要とするための以下の制度を創設しました。
 - ア 市町村、事業実施者、土地所有者等で構成される協議会の設置
 - イ 協議会が作成した事業計画に対する知事の認定
 - (2) 県立自然公園の保全管理の充実のための野生動物の餌付けの禁止等を規定しました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日（一部の規定は、同年7月1日）から施行します。

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料について、試験装置の更新に伴い、これらの装置に係る試験区分に定める手数料の上限額及び下限額を改定しました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 需要が見込めない試験の廃止及び諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定しました。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行します。

◇ 国営伊那西部土地改良事業負担金等徴収条例（条例第21号）

- 1 国営伊那西部土地改良事業の完了に伴い、当該事業に係る受益者負担金の徴収に関し、負担金の額、徴収方法等の必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 松本平広域公園内に新たに設けられる東管理棟の会議室及びホールの利用料金の額を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 景観法に基づく景観行政団体である須坂市及び伊那市が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるようにするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和4年6月1日（伊那市）、同年7月1日（須坂市）から施行します。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中	「精神医療審査会の委員	を	「精神医療審査会の委員 共生社会づくり調整委員会の委員	」に改める。
---------	-------------	---	--------------------------------	--------

障がい者支援課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の11の2の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例

長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第47条に次の1項を加える。

2 第3章第1節の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の3第1項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の2第2項第4号の整備(同法第21条第6項に規定する県の基準に基づき定められた同条第5項第2号に規定する促進区域内において行うものに限る。)については、適用しない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

環境政策課

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第17号

長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

長野県地球温暖化対策条例(平成18年長野県条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に、「第23条」を「第23条の2」に、「エネルギー供給温暖化対策計画等」を「再生可能エネルギー源の利用等による地球温暖化対策」に改める。

第1条中「地球温暖化対策の」を「令和32年度(2050年度)までに持続可能な脱炭素社会を実現するための施策の」に改める。

第2条第2号中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第5号中「自然エネルギー源」を「再生可能エネルギー源」に、「太陽光」を「太陽光、水力」に改める。

第3条第2項、第4条第1項、第5条第1項及び第6条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第8条第2項第1号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第12条第1項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第2項第2号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第5章中第17条の次に次の1条を加える。

(電気自動車等の充電設備の設置)

第17条の2 多数の者が利用する駐車場のうち規則で定めるものの設置又は管理をする者は、当該駐車場に充電設備(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)及び充電機能付電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えているもののうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものをいう。))を設置するよう努めなければならない。

第20条第2項中「のうち」を「が」に改め、「大規模な」を削り、同条第4項中「その内容」を「届出された内容のうち規則で定めるもの」に改める。

第21条の見出しを「(再生可能エネルギー設備の導入の検討等)」に改め、同条第1項中「自然エネルギー設備(自然エネルギー源)」を「再生可能エネルギー設備(再生可能エネルギー源)」に、「第5項」を「第5項並びに第24条第2項」に改め、同条第2項中「のうち自然エネルギー設備」を「が再生可能エネルギー設備」に改め、「大規模な」を削り、同条第4項中「その内容」を「届出された内容のうち規則で定めるもの」に改め、同条第5項中「自然エネルギー設備」を「再生可能エネルギー設備」に改める。

第22条第4項中「その内容」を「届出された内容のうち規則で定めるもの」に改める。

第7章中第23条の次に次の1条を加える。

(住宅等設計者による検討等)

第23条の2 第20条第1項又は第21条第1項の規定による新築に係る建築物のうち一戸建ての住宅その他の規則で定めるものであって、規則で定める規模のものの設計を行う者(次項及び第29条第4項において「住宅等設計者」という。)は、当該設計を委託した者から第20条第1項又は第21条第1項の規定による検討を求められたときは、これらの規定による検討を行い、当該検討を求めた者にその内容を説明しなければならない。

2 前項の規定による検討を行った住宅等設計者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1) 当該検討を求めた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 当該建築物の概要

(3) 前項の規定による検討の内容

(4) その他知事が必要と認める事項

3 知事は、前項の規定による報告があったときは、報告された内容のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

第8章の章名を次のように改める。

第8章 再生可能エネルギー源の利用等による地球温暖化対策

第24条の見出しを「(再生可能エネルギー源の利用)」に改め、同条第1項中「自然エネルギー源」を「再生可能エネルギー源」に、「導入」を「導入、再生可能エネルギー源を変換して得られる電気又はこれに相当するものとして規則で定めるもの(次項において「再生可能エネルギー電気等」という。)の使用等」に改め、同条第2項中「自然エネルギー源」を「再生可能エネルギー源」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者及び県民は、その事業活動又は日常生活において、再生可能エネルギー設備の導入及び再生可能エネルギー電気等の使用等に努めなければならない。

第25条第2項第2号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第29条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第23条の2第2項の規定による報告を行った住宅等設計者に対し、当該報告の内容に関し、必要な資料の提供又は説明を求めることができる。

第32条中「第29条」を「第29条第1項、第2項若しくは第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第23条」を「第23条の2」に改める部分に限る。)、第20条第2項及び第4項の改正規定、第21条第2項の改正規定(「大規模な」を削る部分に限る。)、同条第4項及び第22条第4項の改正規定、第7章中第23条の次に1条を加える改正規定、第29条の見出しの改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第32条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野県地球温暖化対策条例(次項において「新条例」という。)第20条第2項及び第21条第2項の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に設計が行われた建築物について適用し、施行日前に設計が行われた建築物及び施行日において現に設計が行われている建築物については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の2の規定は、施行日以後に設計を委託された建築物について適用する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の25の2の項中「自然エネルギー設備」を「再生可能エネルギー設備」に改める。

環境政策課ゼロカーボン推進室
建築住宅課

長野県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第18号

長野県立自然公園条例の一部を改正する条例

長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条の2」に、「第6条の2—第6条の10」を「第6条の3—第6条の17」に、

「第3章 保護及び利用（第7条—第26条）」を「第3章 保護及び利用（第7条—第26条）
第3条の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第26条の2—第26条の6）」
に、「第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第5条の見出し中「の決定」を削り、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第6条第2項中「前条第2項及び第3項」を「前条第4項及び第5項」に改める。

第2章の2中第6条の10を第6条の17とする。

第6条の9中「第6条の3第3項」を「第6条の5第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、第6条の12第4項の認定を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第6条の9を第6条の16とし、同条の前に次の5条を加える。

（県立自然公園における協議会）

第6条の11 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第23条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

(3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあっては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

第6条の12 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町

第4条第2号中「第5条第20項」を「第5条第22項」に改め、同条第3号中「第5条第17項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障がい者支援課

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第11号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第8条の2」に、「エネルギー供給温暖化対策計画（第15条）」を「再生可能エネルギー源の利用等による地球温暖化対策（第15条・第16条）」に改める。

第3条の見出しを「(再生可能エネルギー源)」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 水力

(3) 風力

第4条第2項第2号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第7条第1項第4号中「に係る」を「(第8条の2第7号において「大規模小売店舗」という。)に係る」に改める。

第3章中第8条の次に次の1条を加える。

(多数の者が利用する駐車場)

第8条の2 条例第17条の2の規則で定める駐車場は、次に掲げる施設に係る駐車場とする。

(1) ホテル又は旅館

(2) 共同住宅、長屋又は寄宿舎

(3) 図書館、博物館又は美術館

(4) 文化会館又はこれに類する施設

(5) 公園、遊園地、動物園又は植物園

(6) 体育館その他のスポーツ施設又はキャンプ場

(7) 大規模小売店舗

第9条中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、「。次条第1号において同じ」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 照明器具（安定器又は制御装置を有するものに限り、防爆型のものその他省エネ法施行規則第92条第2項に規定するもの及び卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。）

第9条第3号中「。以下同じ」を削り、同条第4号中「。次条第6号及び第11条第8号において同じ」を削り、同条第5号中「次条第7号」を「第11条第5号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 電気冷凍庫（熱電素子を使用するものその他省エネ法施行規則第92条第9項に規定するものを除く。）

第10条中「次の」を「前条」に改め、同条各号を削る。

第11条第8号を削り、同条第9号中「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置」を「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置」に改め、同号を同条第8号とする。

第13条の見出しを「(再生可能エネルギー設備の導入の検討等)」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 再生可能エネルギー源の利用等による地球温暖化対策

第15条を第16条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(再生可能エネルギー源を変換して得られる電気に相当するもの)

第15条 条例第24条第1項の規則で定めるものは、非化石証書（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第3条第1項第2号に規定する非化石証書という。）その他の再生可能エネルギー源を変換して得られる電気としての価値を有することを証するものとして知事が別に定めるものをいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1号の改正規定（「。次条第1号において同じ」を削る部分に限る。）、同条

第2号から第5号までの改正規定、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に1号を加える改正規定、第10条の改正規定、第11条第8号を削る改正規定及び同条第9号を同条第8号とする改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

環境政策課ゼロカーボン推進室

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第12号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則（昭和48年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。別表の寒天の製造に関する理化学試験の項を次のように改める。

寒天の製造に関する理化学試験	寒天のゼリー強度	1,100
	抽出物の粘性度	1,700
	寒分量	3,900

別表の木材理化学試験の項中 「3,400」 を 「3,500」 に、 「3,500」 を 「3,600」 に、 「4,900」 を 「5,300」 に、 「10,800」 を 「11,900」 に、 「10,200」 を 「11,200」 に、 「2,700」 を 「2,800」 に、 「4,500」 を 「4,800」 に、 「1,600」 を 「1,800」 に、 「6,700」 を 「6,700」 に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

園芸畜産課
信州の木活用課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年3月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第13号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則（昭和41年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「別表第2の15」を「別表第2の16」に改める。

別表第2中「の会議室」の次に「東管理棟」を加える。

別表第4の1の(4)を同1の(5)とし、同1の(3)を同1の(4)とし、同1の(2)を同1の(3)とし、同1の(1)の次に次のように加える。

(2) ランニングステーションの備品を利用する場合の利用料金

備品名	単位	金額
シャワー及びロッカー	1回について	600円

別表第4の3のオートキャンプ場の項の次に次のように加える。

東管理棟	会議室	1時間までごとに	100円
	ホール		700円

別表第4の3中「別表第2の13」を「別表第2の14」に、「別表第2の14」を「別表第2の15」に改める。